

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収

理由	3. 普通徴収の場合		※ 町 記 入 欄
	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

ご注意

4 3 2 1

「転勤」、「再就職等により異動した勤務先で引続き特別徴収額を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います（「整理番号」）の欄には「給与所得者の」欄の「個人番号」を記入してください。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が、下段（転勤等による特別徴収届出書）の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を送付してください。

また、徴収口座へ（の記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

一月一日から住所三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。